

販売代理店を対象とした届出制度等 について

2 0 2 4 年 1 0 月
総 務 省

目次

- 1 販売代理店の届出制度の概要
 - 1―① 届出の対象となる者
 - 1―② 届出情報の公表
 - 1―③ 販売代理店に課される規律
 - 1―④ 電気通信事業者に課せられる規律
- 2 定期報告
- 3 電子届出システム

1 販売代理店の届出制度の概要

届出手続の詳細については「媒介等業務受託者届出マニュアル」をご参照ください。

【「媒介等業務受託者届出マニュアル」掲載先URL】

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/135414.html

- 電気通信サービスの販売代理店たる法人又は個人は、その『業務を行う前』に総務大臣に対して届出を行う必要があります。
- また、販売代理店は電気通信サービスの提供条件の説明を行う際の書面に、届出完了後に発行される届出番号を記載する義務（P14参照）がありますので、業務開始までに届出受付完了通知書を受領し、当該義務を履行できるよう、十分な余裕をもって（可能な限り業務開始予定日の3週間前までに）届出書を提出していただくことが必要です。

① 届出を要する販売代理店の主な要件

- (1) 電気通信事業者又は販売代理店から委託を受けていること
- (2) 携帯電話端末サービス、FTTH、ISP等の電気通信役務（電気通信事業法第26条第1項各号に掲げる電気通信役務）を取り扱っていること
- (3) 契約の締結の勧誘又は契約の申込みの受領を行っていること

届出を要する者の典型例

- | |
|--|
| ① 携帯電話端末サービス等のいわゆるキャリアショップを運営する者 |
| ② FTTHサービス等の電話勧誘を行う者 |
| ③ 携帯電話端末サービス、FTTHサービス等の勧誘や契約手続を行う家電量販店 |
| ④ CATVインターネットサービス等の訪問販売を行う者 |

② 必要となる手続

下記のいずれかの方法により、届出を行う必要があります。

- (1) 販売代理店電子届出システム (<https://dairiten-todokede.soumu.go.jp/>) により届出
- (2) 次の3点を管轄の（法人の場合は本店所在地を管轄する）総合通信局等の担当課に郵送又は持参により届出
 - ①届出書
 - ②住民票の写し（個人の場合）※発行日から3ヶ月以内、コピー不可
 - ③返信用封筒（110円切手貼付）

※令和3年9月1日より、法人の場合は登記事項証明書の添付を省略することが可能となりました。

- 電気通信サービスの販売代理店たる法人又は個人は、次の場合にも総務大臣に対して届出を行う必要があります。
- 該当する場合は、遅滞なく届け出ていただけますよう、お願いします。

① 変更届出

届け出た内容に変更が生じたとき(例として、以下のような場合)は、遅滞なく、変更の内容を総務大臣に届け出る必要があります(変更届出)。

- ・住所(本店所在地)が変更になった。
- ・委託元が追加された。
- ・取り扱う電気通信役務が追加された(例:新たにFTTHサービスも取り扱うこととなった)。
- ・取り扱う電気通信役務の販売方法が追加になった(例:新たに電話勧誘販売を行うこととなった)。

② 廃止届出

業務を廃止したときも、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る必要があります(廃止届出)。

③ 承継届出

届出に係る業務の全部が他者に譲渡されたり、販売代理店である法人の合併や分割が行われたり、販売代理店である個人について相続が発生したりした結果、販売代理店としての地位の承継が生じたときは、当該地位を承継した者が、その旨を総務大臣に届け出る必要があります(承継届出)。

④ 解散届出

販売代理店である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合は、破産管財人)がその旨を総務大臣に届け出る必要があります(解散届出)。

現在、一部の販売代理店において、販売代理店が「届出」を行ったことをもって、総務省からの「許可」や「認可」を得、総務省に認められて（お墨付きを得て）営業を行っているかのように説明している例が見受けられます。

販売代理店の届出制度は、販売代理店の業務の適正性の確保を図るため、総務省が販売代理店を直接把握し、法令違反等の問題が生じた場合の迅速な対応等を可能とするために導入したものであり、総務省が届出を受けた際にその事業の実施の可否等について個別に判断しているという事実はありません。

利用者への勧誘時などに届出について誤った説明を行うことは、電気通信事業法第27条の2第1号に定める「不実告知の禁止」に違反するおそれがあるため、適切な説明を行うよう注意願います。

また、販売代理店と委託契約を結ぶ電気通信事業者には、電気通信事業法第27条の4に基づき、販売代理店において適切な説明がなされるよう指導、監督等を行う責務がありますので、この点についてご留意願います。

※ 上述の規定に違反した場合には、電気通信事業法第29条又は第73条の4に定める業務改善命令の対象となる可能性があります。

1ー① 届出の対象となる者

法における届出を要する販売代理店 (媒介等業務受託者)

ア 電気通信事業者又は媒介等業務受託者から委託を受けて イ 事業法第26条第1項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する ウ 契約の締結の媒介等の業務を エ 行おうとする者

ア) 電気通信事業者又は媒介等業務受託者から委託を受けて

「媒介等業務受託者」には、2以上の段階にわたる委託を受けた媒介等業務受託者も含まれ、いわゆる2次代理店、3次代理店等の再委託先の代理店も届出義務の対象となります。また、電気通信事業者であっても上記アからエの要件に該当する業務を行おうとする場合は、届出を行うことが必要です。

イ) 事業法第26条第1項各号に掲げる電気通信役務※

- ① 第1号: 携帯電話端末サービス 等
- ② 第2号: 光ファイバインターネットサービス、CATVインターネットサービス、ISPサービス 等
- ③ 第3号: 電話サービス、IP電話サービス、DSLアクセスサービス、公衆無線LAN 等

※ 第26条第1項各号に掲げる電気通信役務

【第26条第1項第1号】

- ・MNOの携帯電話端末サービス
- ・MNOの無線インターネット専用サービス
- ・MVNOの期間拘束あり無線インターネット専用サービス
- ・MVNOの携帯電話端末サービス

【第26条第1項第2号】

- ・FTTHアクセスサービス(足回り回線)
- ・CATVアクセスサービス(足回り回線)
- ・分離型のISPサービス(FTTH及びCATVインターネット向け)
- ・分離型のISPサービス(DSL向け)

【第26条第1項第3号】

- ・電話及びISDNサービス
- ・DSLアクセスサービス(足回り回線)
- ・PHSサービス
- ・公衆無線LANサービス(足回り回線)
- ・FWAアクセスサービス(足回り回線)
- ・IP電話サービス
- ・プリペイドサービス
- ・MVNOの期間拘束なし無線インターネット専用サービス
- ・その他のISPサービス

ウ) 契約の締結の媒介等の業務を

「媒介等」とは、「媒介」、「取次ぎ」及び「代理」の3種類の行為を意味し、これらのいずれかの行為を業務として行おうとする者は届出を行う必要があります。

また、媒介等の業務を自ら直接行わず、当該業務を他者に委託して行うことも、「媒介等の業務」に含まれます。

「媒介等」の意義

媒介

他人の間に立って、他人を当事者とする法律行為の成立に尽力する事実行為をいいます。事業法においては、電気通信事業者と利用者との間における電気通信役務の提供に関する契約の成立に尽力する事実行為がこれに該当します。

電気通信事業者と利用者との間における電気通信役務の提供に関する契約の成立は、①利用者が契約の締結に向けた意思を形成し、②利用者が当該意思を電気通信事業者に伝達するというプロセスを経ることから、これらのいずれかの段階で実質的な寄与を行う者が「媒介」を行う者となり、**具体的には、次のa)又はb)を行う者が「媒介」を行う者となります。**

判断基準

- a) 契約の締結の勧誘(電気通信事業者の単なる手足として活動しているのではなく、**自らの判断による勧奨**を行っていることが必要。)
- b) 契約の**申込みの受領**(単なる契約申込書の回収ではなく、申込みの意思を確認していることが必要。)

取次ぎ

自己の名をもって、他人の計算において、法律行為を引き受ける行為

代理

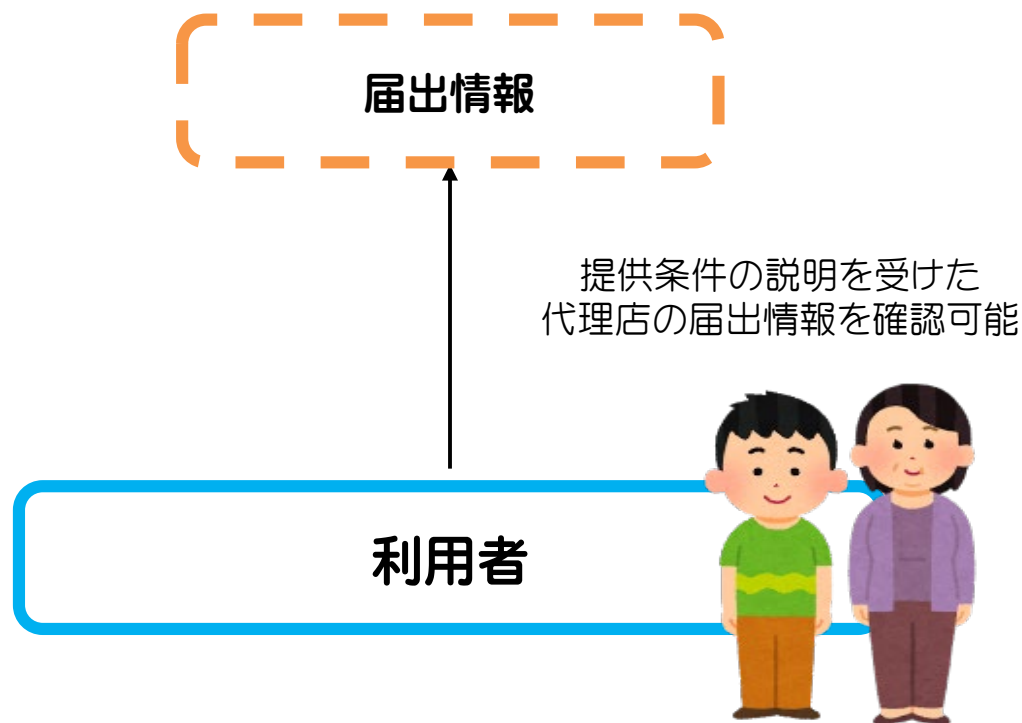
代理権を有する者が、本人のためにすることを示してする意思表示

エ) 行おうとする者

上記ア～ウの要件に該当する業務を新たに行おうとする者は、当該**業務を行う前に届出を行う必要**があります。

1－② 届出情報の公表

- 利用者等による販売代理店の情報の把握を容易にし、苦情・相談が発生した場合の円滑な処理に資すること等のため、総務省のホームページ上で、**届出を行った販売代理店の(i)氏名又は名称、(ii)届出番号**(届出時に付与される番号)、**(iii)法人番号**(届出を行った販売代理店が法人の場合)、**(iv)媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称、(v)届出者の媒介等の業務に係る電気通信役務を公表**しています。



※ 個人の販売代理店の情報については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」において「行政機関は、…個人情報を取得するときは、…あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」(第4条)と規定されていることを踏まえ、届出の様式に公表の旨、公表内容及び利用目的を記載しています。

1—③ 販売代理店に課される規律

- 届出を行った販売代理店は、消費者保護等のために事業法が定めている以下の規律を遵守する必要があります。

※ 届出を行わなかった場合には50万円以下の罰金又は6ヶ月以下の懲役を科される可能性があります。

規律事項	内容
① 提供条件の説明義務	利用者と契約締結の媒介等をしようとするときは、料金その他の提供条件の概要について説明をしなければならない。 また、提供条件の説明に用いる書面に届出番号を記載することも必要。
② 不実告知・事実不告知の禁止	契約に関する事項であって利用者の判断に影響を及ぼす重要なものについて、故意に事実を伝えないこと及び事実と異なる虚偽の説明を行うことを禁止。
③ 自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止	電気通信役務の勧誘に先立って ①「自己の氏名又は名称」 ②「当該勧誘に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称」 ③「勧誘である旨」 を告げずに勧誘する行為を禁止。
④ 勧誘継続行為の禁止	電気通信役務の契約を締結しない旨の意思あるいは勧誘を引き続き受けることを希望しない意思を表示した場合、勧誘をした販売代理店がその同一の電気通信役務の契約の締結の勧誘を継続することを禁止。
⑤ 利用者が遅滞なく解約できるようにするための適切な措置を講じないことの禁止	やむを得ない事由がある場合を除き、利用者が電気通信役務を遅滞なく解約できるようにするための適切な措置を講じないことを禁止。
⑥ 解約に伴い利用者に請求できる金額を制限し、これを超える額を請求することの禁止	解約時に、以下を請求することを禁止。 ・月額利用料を超える違約金 ・契約期間満了後の工事費残債・撤去費 ・契約解除手数料 等
⑦ 通信料金と端末代金の完全分離及び行き過ぎた囲い込みの禁止	移動電気通信役務の媒介等の業務について、以下の行為を禁止 ・端末の購入等を条件とする通信料金の割引等の利益の提供を約し、又は第三者に約させること。 ・契約の解除を不当に妨げる提供条件を約し、又は他の届出を行った販売代理店に約させること。

※ その他、年に一度の定期報告義務や、届け出た内容に変更が生じたときに「変更届出」を行う等の手続きもあります。

○ 苦情・相談の原因となった販売代理店の特定を容易にするため、提供状況の説明義務の一環として、**販売代理店は、提供条件の説明に用いる書面に、自身の届出番号及び連絡先を記載する必要があります。**

※ **電気通信事業者が自ら提供条件の説明を行う場合にも登録番号又は届出番号及び連絡先を記載する必要があります。**

説明書面への記載例

〇〇ショップ××店(代理店届出番号:第000000000号)

電話番号:0000-000-000(平日●時～●時、土日休日●時～●時)

〒000-0000 △△県◆◆市◎◎

連絡先として電話番号を記載する場合は、受付時間帯も記載が必要。

※ 記載の方法としては、印字に限らず、スタンプや手書き等の方法が考えられる。

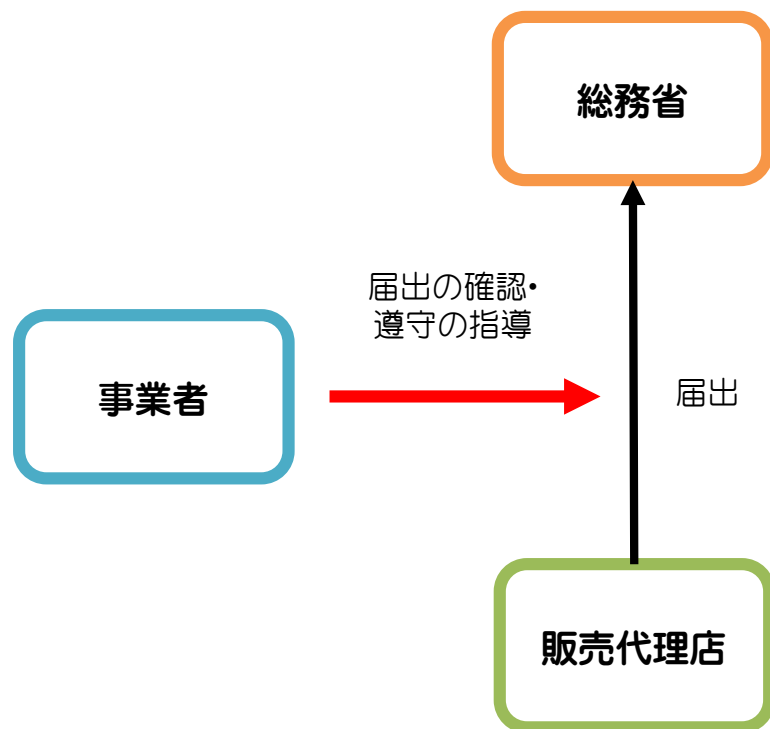
※ 電気通信事業者の登録番号又は届出番号を記載する場合の記載例:

「登録番号(電気通信事業者):第〇〇〇号」

「届出番号(電気通信事業者):第〇〇〇号」

1—④ 電気通信事業者に課せられる規律

- 電気通信事業者は、業務を販売代理店に委託する際は、販売代理店に対する指導等、委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講ずる必要があります（代理店指導等措置義務）。
- その一環として、電気通信事業者は、販売代理店が届出を行ったかどうかを確認し、届出を行っていない場合には遵守させるための指導を行う必要があります。



<届出の確認方法の例>

販売代理店に対し、届出番号（届出時に付与される番号）の報告や届出書の写しの提出を求める。

<遵守の指導方法の例>

届出を行っていない販売代理店に対し、届出の受付窓口を案内する。

電気通信事業者の代理店指導監督義務

- 電気通信事業者が契約の締結の媒介等の業務及びこれらに付随する業務を販売代理店（媒介等業務受託者）に委託をする際、**電気通信事業者による指導等、委託に係る業務が適切・確実に遂行されるための措置を電気通信事業者が講じなければならない**とされています。

媒介等業務受託者に対する指導等の措置

- 媒介等業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に当該媒介等業務が委託されるための措置
- 媒介等業務の実施の状況を監督する責任者の選任
- 媒介等業務の手順等に関する文書の作成、媒介等業務受託者及びその媒介等業務の従事者に対し、媒介等業務に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置
- 媒介等業務受託者の届出を行ったことを確認し、当該規定を遵守させるための措置
- 媒介等業務受託者における媒介等業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、当該媒介等業務受託者が当該媒介等業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、媒介等業務受託者に対する必要かつ適切な監督等が行われるための措置
- 媒介等業務に係る利用者からの苦情が適切かつ迅速に処理されるために必要な措置
- 媒介等業務受託者が媒介等業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、当該媒介等業務受託者による当該媒介等業務の中止、他の適切な媒介等業務受託者への当該媒介等業務の速やかな委託その他当該媒介等業務の委託に関する契約が変更され、又は当該契約が解除される等、媒介等業務が適正かつ確実に遂行されることを確保するための措置
- 通信料金と端末料金の完全分離・行き過ぎた囲い込みの禁止に関する規定を遵守するために必要な措置
- 各措置の適正かつ確実な実施のため電気通信事業者が媒介等業務の委託状況を把握するための措置

2 定期報告

- 販売代理店のうち、**電気通信事業法**(昭和五十九年法律第八十六号)第26条第1項第1号又は第2号に掲げる**電気通信役務**の契約の締結の媒介等業務を行う販売代理店は、**電気通信事業報告規則**(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第4条の1の規定に基づき、

①**営業所その他事業所で媒介等の業務(店舗販売)**を行っている者は当該営業所その他の事業所の所在地及び名称

②当該媒介等の業務について**再委託**を行っている者は当該業務の再委託先の販売代理店の名称等

を、令和3年以降、毎年度終了後2か月以内(毎年4月から5月末まで)に総務省が指定する**電子システム**(「販売代理店電子届出システム」)から**総務大臣に定期的に報告する必要があります**。

<媒介等の業務届出書の記入例と報告規則との関係>

様式第33(施行規則第39条第1項関係)

媒介等の業務届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
(ふりがな)

住 所 東京都千代田区霞が関〇〇
(ふりがな)

氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 総務 太郎

法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

担当部署名 〇〇課

電気通信事業法第73条の2第1項の規定により、媒介等の業務を行うので、次のとおり届け出ます。

1 電話番号及び電子メールアドレス(担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

電子メールアドレス 〇〇@〇〇.jp

2 媒介等の業務に係る電気通信役務	3 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者	4 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者	5 委託に係る再委託の有無	6 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別
	氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所
MNOの携帯端末サービス	株式会社△△	東京都千代田区霞が関〇〇	株式会社××	東京都千代田区霞が関〇〇
店鋪販売				
電話販売等				
電話販売等				
電話販売等				

電気通信事業法第26条第1項第1号又は第2号に掲げる**電気通信役務**

「媒介等の業務に係る電気通信役務」に記載の役務が、**電気通信事業法第26条第1項又は第2号に掲げる役務の場合**は該当
(それぞれの役務が指定告示のどの役務に該当するか対応関係は詳細は「媒介等業務受託者届出マニュアル」p.11~13に掲載)

店舗販売を行っているか

「媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別」のうち、「**店舗販売**」に「○」をつけている場合は該当

媒介等の業務について再委託を行っているか

「委託に係る再委託の有無」に「○」をつけている場合は該当

3 電子届出システム

- 令和4年4月1日より、**販売代理店電子届出システム**を開設しています。
- 本システムを利用し、**販売代理店の届出**や**定期報告**をインターネット上で電子的に行ってください。

販売代理店電子届出システム：<https://dairiten-todokede.soumu.go.jp/>



総務省 販売代理店電子届出システム

アカウント（メールアドレス）とパスワードを
入力してください

👤 アカウント（メールアドレス）

🔒 パスワード

ログイン

- ・ID（メールアドレス）を忘れた方は[こちらから](#)
- ・パスワードを忘れた方は[こちらから](#)
- ・アカウントの新規登録は[こちらから](#)

- ・令和4年3月以前に届出を行った方も、本システムから変更届出等を行うことができます。
- ・本システムの利用にはアカウントが必要です。案内に従ってアカウントの登録を行ってください。
なお、令和3年度に定期報告システムから報告を行った方については、定期報告システムのアカウントがご利用頂けます。